

平成22年5月20日

チェック・オフに関する緊急自己点検の結果

このことについて、別添のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

なお、点検の結果を踏まえ、別添のとおり通知を発出しましたので、併せてお知らせします。

【連絡先】

総務省自治行政局公務員部公務員課

担当:鈴木課長補佐、松崎係長

電話(直通):03-5253-5542

(代表):03-5253-5111(内線)23224

FAX:03-5253-5552

チェック・オフに関する緊急自己点検の結果について

平成22年5月20日
総務省自治行政局公務員部公務員課

1 緊急自己点検の趣旨

地方公務員の給与は、地方公務員法第25条第2項の規定により、「法律又は条例により特に認められた場合を除き、通貨で、直接職員に、その全額を支払わなければならない」とされています。

しかしながら、国会審議を踏まえ、一部の地方公共団体を対象として行った総務省の調査において、条例の根拠なくチェック・オフ（地方公共団体の会計機関が職員に直接給与を支給する以前にその一部を控除することをいいます。）を行っている団体があることが明らかになりました。

このため、平成22年4月9日、各地方公共団体にチェック・オフに関する緊急自己点検を行うことを依頼したものです。

2 点検対象団体及び点検事項

(1) 点検対象団体

平成22年4月1日現在のすべての都道府県及び市区町村を対象としています。

なお、点検は、当該団体の地方公務員法第25条第2項の適用がある職員の給与の支払いについて、すべての任命権者部局について行っています。

(2) 点検事項

- ① 職員の給与の支払いについて、法律に基づくもの以外にチェック・オフを行っている実態があるか。
- ② ①の実態がある場合に、地方公務員法第25条第2項に基づく条例に根拠規定があるか。

3 是正のための措置の方針

点検の結果、条例の根拠なくチェック・オフを行っている実態がある場合には、速やかな是正のための措置の方針について、是正のための措置及び是正の時期（予定）の報告を依頼しました。

4 点検結果の概要

法律に基づくもの以外にもチェック・オフを行っているが、条例に根拠規定がないものがあるとする団体は、次のとおりです。

区分	該当団体数（点検対象団体数）	該当団体
都道府県	4（47）	宮城県、千葉県、新潟県、沖縄県
指定都市	0（19）	なし
市区町村	694（1,731）	表3附表の各団体
合計	698（1,797）	

注）市区町村の該当団体には、条例の根拠規定はあるが、条例の委任に基づく規則等の規定の在り方を見直す等とする団体も含まれています。

表1 チェック・オフに関する緊急自己点検結果(都道府県)

区 分	1 法律に基づくもの以外のチェック・オフの実施の有無		2 条例の根拠規定の有無		3 速やかな是正のための措置の方針					
	有	無	有	無	(1) 是正のための措置			(2) 是正の時期		
					チェック・オフ項目すべてについて、条例の規定を整備する	チェック・オフをすべて取りやめる	チェック・オフ項目を見直し、条例の規定を整備するとともに、一部を取りやめる	検討中等	検討中等	
北海道	○		○							
青森	○		○							
岩手	○		○							
宮城	○			○	○				平成23年4月	
秋田	○		○							
山形	○		○							
福島	○		○							
茨城	○		○							
栃木		○								
群馬		○								
埼玉	○		○							
千葉	○			○			○			○
東京	○		○							
神奈川	○		○							
新潟	○			○				○		○
富山	○		○							
石川	○		○							
福井	○		○							
山梨	○		○							
長野	○		○							
岐阜	○		○							
静岡	○		○							
愛知	○		○							
三重	○		○							
滋賀		○								
京都		○								
大阪		○								
兵庫		○								
奈良	○		○							
和歌山	○		○							
鳥取	○		○							
島根	○		○							
岡山	○		○							
広島	○		○							
山口	○		○							
徳島	○		○							
香川	○		○							
愛媛	○		○							
高知	○		○							
福岡		○								
佐賀		○								
長崎	○		○							
熊本		○								
大分	○		○							
宮崎		○								
鹿児島		○								
沖縄	○			○			○			○
合計	36	11	32	4	1		2	1	1	3

(注)

- 「1 法律に基づくもの以外のチェック・オフの実施の有無」の「有」は、地方公務員法第25条第2項の規定の適用がある職員への給与の支払いに当たり、法律により特に認められたもの以外にチェック・オフを行っているものが1項目でもある団体、「無」は、法律に基づくもの以外にチェック・オフを行っていない団体です。
- 「2 条例の根拠規定の有無」の「有」は、条例上にチェック・オフの対象項目に関する具体的な規定が置かれている団体（条例の委任規定に基づき規則等にチェック・オフの対象項目に関する具体的な規定が置かれている場合等を含みます。）、「無」は、条例に根拠のない項目が1項目でもある団体です。
- 「3 速やかな是正のための措置の方針」は、条例に根拠のない項目についての(1)是正のための措置（方向性）及び(2)是正の時期（予定）です。

表2 チェック・オフに関する緊急自己点検結果(指定都市)

区分	1 法律に基づくもの以外のチェック・オフの実施の有無		2 条例の根拠規定の有無		3 速やかな是正のための措置の方針			
	有	無	有	無	(1) 是正のための措置			(2) 是正の時期
					チェック・オフ項目すべてについて、条例の規定を整備する	チェック・オフをすべて取りやめる	チェック・オフ項目を見直し、条例の規定を整備するとともに、一部を取りやめる	
札幌市	○		○					
仙台市	○		○					
さいたま市	○		○					
千葉市	○		○					
横浜市	○		○					
川崎市	○		○					
相模原市	○		○					
新潟市	○		○					
静岡市	○		○					
浜松市	○		○					
名古屋市	○		○					
京都市	○		○					
大阪市	○		○					
堺市	○		○					
神戸市	○		○					
岡山市	○		○					
広島市	○		○					
北九州市	○		○					
福岡市	○		○					
合計	19		19					

(注)

- 1 「法律に基づくもの以外のチェック・オフの実施の有無」の「有」は、地方公務員法第25条第2項の規定の適用がある職員への給与の支払いに当たり、法律により特に認められたもの以外にチェック・オフを行っているものが1項目でもある団体、「無」は、法律に基づくもの以外にチェック・オフを行っていない団体です。
- 2 「2条例の根拠規定の有無」の「有」は、条例上にチェック・オフの対象項目に関する具体的な規定が置かれている団体（条例の委任規定に基づき規則等にチェック・オフの対象項目に関する具体的な規定が置かれている場合を含みます。）、「無」は、条例に根拠のない項目が1項目でもある団体です。

表3 チェック・オフに関する緊急自己点検結果(市区町村)

区 分	市区町村数	1 法律に基づくもの以外のチェック・オフの実施の有無		2 条例の根拠規定の有無		3 速やかな是正のための措置の方針			
		有	無	有	無	是正のための措置			検討中等
						チェック・オフ項目すべてについて、条例の規定を整備する	チェック・オフをすべて取りやめる	チェック・オフ項目を見直し、条例の規定を整備するとともに、一部を取りやめる	
北海道	178	176	2	101	75	51		23	1
青森	40	39	1	23	16	14	1	1	
岩手	34	34		27	7	5		1	1
宮城	34	34		13	21	17	1	3	
秋田	25	25		12	13	10		2	1
山形	35	35		27	8	5		2	1
福島	59	55	4	19	36	21	1	14	
茨城	44	42	2	36	6	6			
栃木	27	27		8	19	12	1	6	
群馬	35	28	7	14	14	10		4	
埼玉	63	57	6	39	18	14		4	
千葉	53	53		31	22	19		3	
東京(特別区)	23	23		23					
東京(市町村)	39	37	2	33	4	4			
神奈川	30	29	1	18	11	7	1	3	
新潟	29	29		17	12	11		1	
富山	15	13	2	5	8	3		4	1
石川	19	19		1	18	9		9	
福井	17	17		1	16	13	1	2	
山梨	27	27		5	22	22			
長野	77	63	14	35	28	19	1	8	
岐阜	42	41	1	19	22	15	1	6	
静岡	33	33		13	20	13		7	
愛知	56	51	5	38	13	11		2	
三重	29	29		16	13	12		1	
滋賀	19	16	3	13	3	1		2	
京都	25	25		15	10	10			
大阪	41	41		34	7	5		2	
兵庫	40	37	3	26	11	7	1	3	
奈良	39	37	2	16	21	12	1	8	
和歌山	30	28	2	19	9	6		3	
鳥取	19	19		9	10	7		3	
島根	21	14	7	3	11	8		3	
岡山	26	22	4	11	11	9		2	
広島	22	21	1	17	4	4			
山口	19	19		17	2	2			
徳島	24	24		12	12	12			
香川	17	16	1	10	6	6			
愛媛	20	19	1	10	9	9			
高知	34	33	1	20	13	10		3	
福岡	58	57	1	42	15	11	1	3	
佐賀	20	20		8	12	9		3	
長崎	21	19	2	11	8	6		2	
熊本	45	44	1	16	28	16	1	11	
大分	18	18		7	11	7		4	
宮崎	26	26		11	15	10		5	
鹿児島	43	36	7	20	16	10		6	
沖縄	41	35	6	27	8	5	1	2	
合計	1,731	1,642	89	948	694	505	13	171	5

(注)

- 「1 法律に基づくもの以外のチェック・オフの実施の有無」の「有」は、地方公務員法第25条第2項の規定の適用がある職員への給与の支払いに当たり、法律により特に認められたもの以外にチェック・オフを行っているものが1項目でもある団体数、「無」は、法律に基づくもの以外にチェック・オフを行っていない団体数です。
- 「2 条例の根拠規定の有無」の「有」は、条例上にチェック・オフの対象項目に関する具体的な規定が置かれている団体数(条例の委任規定に基づき規則等にチェック・オフの対象項目に関する具体的な規定が置かれている場合を含みます。)、「無」は、条例に根拠のない項目が1項目でもある団体数です。なお、「無」には、条例の根拠規定はあるが、条例の委任に基づく規則等の規定の在り方を見直す等とする団体が含まれます。
- 「3 速やかな是正のための措置の方針」は、条例に根拠のない項目についての是正のための措置(方向性)の該当区分ごとの団体数です。なお、「是正のための措置」の区分中、「条例の規定を整備」には、条例の委任に基づく規則等の規定の整備等を含みます。

表3 附表 「2条例の根拠規定の有無」で「無」とした市町村

区 分	該当市町村数	市 町 村 名
北 海 道	75	石狩市、当別町、新篠津村、福島町、知内町、八雲町、長万部町、厚沢部町、奥尻町、島牧村、寿都町、黒松内町、真狩村、留寿都村、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、仁木町、余市町、赤井川村、美唄市、南幌町、奈井江町、上砂川町、長沼町、栗山町、浦臼町、北竜町、沼田町、愛別町、上川町、上富良野町、占冠村、下川町、音威子府村、中川町、幌加内町、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、遠別町、天塩町、猿払村、浜頓別町、豊富町、網走市、美幌町、清里町、小清水町、佐呂間町、滝上町、雄武町、大空町、苫小牧市、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、浜中町、標津町、羅臼町
青 森	16	弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、平内町、今別町、蓬田村、深浦町、藤崎町、大鰐町、田舎館村、六戸町、大間町、佐井村、田子町
岩 手	7	葛巻町、平泉町、大槌町、山田町、岩泉町、九戸村、一戸町
宮 城	21	石巻市、白石市、角田市、岩沼市、登米市、大崎市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、大和町、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、女川町
秋 田	13	秋田市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、大仙市、にかほ市、仙北市、上小阿仁村、八峰町、八郎潟町、井川町、羽後町、東成瀬村
山 形	8	河北町、西川町、朝日町、大江町、舟形町、大蔵村、小国町、遊佐町
福 島	36	福島市、いわき市、白河市、相馬市、二本松市、南相馬市、伊達市、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、下郷町、南会津町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、金山町、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、石川町、古殿町、小野町、楡葉町、富岡町、川内村、双葉町、浪江町、新地町、飯館村
茨 城	6	北茨城市、潮来市、かすみがうら市、行方市、境町、利根町
栃 木	19	宇都宮市、足利市、栃木市、小山市、真岡市、大田原市、那須塩原市、下野市、上三川町、西方町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、岩舟町、高根沢町、那須町
群 馬	14	沼田市、榛東村、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、片品村、川場村、昭和村、玉村町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町
埼 玉	18	行田市、東松山市、春日部市、羽生市、上尾市、越谷市、戸田市、朝霞市、三郷市、幸手市、ふじみ野市、伊奈町、越生町、嵐山町、小川町、美里町、宮代町、白岡町
千 葉	22	木更津市、習志野市、柏市、勝浦市、鎌ヶ谷市、君津市、浦安市、印西市、白井市、いすみ市、神崎町、多古町、東庄町、大網白里町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長南町
東 京	4	武蔵野市、羽村市、利島村、八丈町
神 奈 川	11	横須賀市、小田原市、茅ヶ崎市、伊勢原市、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、真鶴町、清川村
新 潟	12	長岡市、三条市、柏崎市、燕市、妙高市、阿賀野市、聖籠町、弥彦村、田上町、出雲崎町、刈羽村、粟島浦村
富 山	8	射水市、氷見市、滑川市、南砺市、上市町、立山町、入善町、朝日町
石 川	18	金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、川北町、野々市町、津幡町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町
福 井	16	福井市、敦賀市、小浜市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町
山 梨	22	富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村
長 野	28	小諸市、駒ヶ根市、中野市、川上村、南相木村、北相木村、立科町、青木村、富士見町、辰野町、中川村、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、王滝村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村、小布施町、高山村、小川村、飯綱町
岐 阜	22	岐阜市、高山市、関市、美濃市、瑞浪市、羽島市、可児市、山県市、本巣市、下呂市、笠松町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、北方町、坂祝町、七宗町、東白川村、白川村

区 分	該当市町村数	市 町 村 名
静 岡	20	熱海市、三島市、島田市、磐田市、焼津市、掛川市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、伊豆市、菊川市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、小山町、川根本町、森町
愛 知	13	瀬戸市、安城市、犬山市、尾張旭市、岩倉市、北名古屋市、豊山町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛鳥村、東栄町、豊根村
三 重	13	名張市、鳥羽市、熊野市、志摩市、木曾岬町、東員町、菰野町、明和町、大台町、玉城町、度会町、御浜町、紀宝町
滋 賀	3	日野町、竜王町、甲良町
京 都	10	福知山市、亀岡市、向日市、井手町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、京丹波町、伊根町
大 阪	7	泉佐野市、柏原市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市、豊能町、能勢町、
兵 庫	11	明石市、豊岡市、篠山市、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、上郡町、佐用町、香美町
奈 良	21	天理市、桜井市、御所市、宇陀市、平群町、安堵町、川西町、田原本町、曾爾村、御杖村、明日香村、上牧町、王寺町、吉野町、大淀町、下市町、野迫川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村
和 歌 山	9	新宮市、湯浅町、広川町、有田川町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、串本町
鳥 取	10	鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、北栄町、日吉津村、日野町
鳥 根	11	大田市、安来市、東出雲町、斐川町、川本町、美郷町、邑南町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町
岡 山	11	笠岡市、美作市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、矢掛町、新庄村、鏡野町、勝央町、西粟倉村
広 島	4	海田町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町
山 口	2	和木町、阿武町
徳 島	12	美馬市、三好市、佐那河内村、石井町、神山町、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町、北島町、藍住町、東みよし町
香 川	6	坂出市、観音寺市、土庄町、宇多津町、琴平町、多度津町
愛 媛	9	八幡浜市、新居浜市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、内子町、松野町、鬼北町
高 知	13	安芸市、南国市、土佐市、香南市、香美市、田野町、馬路村、芸西村、土佐町、佐川町、梶原町、四万十町、黒潮町
福 岡	15	太宰府市、宇美町、篠栗町、須恵町、新宮町、久山町、水巻町、鞍手町、東峰村、広川町、香春町、添田町、大任町、赤村、福智町
佐 賀	12	唐津市、鹿島市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、太良町
長 崎	8	長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町
熊 本	28	八代市、荒尾市、上天草市、玉東町、長洲町、和水町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、五木村、山江村、球磨村、苓北町
大 分	11	大分市、別府市、臼杵市、津久見市、杵築市、宇佐市、由布市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町
宮 崎	15	宮崎市、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
鹿 児 島	16	阿久根市、出水市、指宿市、垂水市、薩摩川内市、日置市、いちき串木野市、三島村、十島村、長島町、湧水町、南大隅町、南種子町、天城町、和泊町、与論町
沖 縄	8	宜野湾市、うるま市、大宜味村、今帰仁村、恩納村、座間味村、粟国村、竹富町
合 計	694	

平成22年5月20日

各都道府県知事
各指定都市市長
殿

総務大臣政務官 小川 淳也

チェック・オフの適正化について（通知）

平素より総務省の政策に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、地方公務員行政の適正な運営につきましては、これまでも御尽力をいただいているところですが、地域主権を本格的に推進するためには、各地方公共団体が、法に基づき、自らの判断と責任の下に、適正に行政事務を執行し、地方公共団体の行政運営に対する一層の国民・住民の理解と信頼を確保することが重要です。

しかしながら、今般御報告をいただいた自己点検の結果によれば、条例の根拠によることなく給与からの控除（チェック・オフ）を行っている団体が見受けられたことは、誠に遺憾なものと受け止めております。

このような団体におかれましては、自主的に速やかに是正に取り組まれますようお願いいたします。

なお、総務省としては、別途、改めて是正の状況について御報告をお願いしたいと考えておりますことを申し添えます。

貴都道府県内の市区町村に対しましても、この旨周知されますようお願いいたします。

この通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的な助言等）に基づくものです。